

令和6年(2024年)1月5日  
午後4時～午後5時  
於：高層棟4階 特別会議室  
学校教育部 学校管理課

## 令和5年度 第5回政策調整会議 吹田市立小学校及び中学校屋内運動場(体育館)の空調設備使用 に伴う光熱費徴収

小学校及び中学校屋内運動場(体育館)への空調設備の整備に伴い、学校教育目的以外で地域等が当該空調設備を使用する際の光熱費について、使用者から徴収するものです。

また、当該徴収金額について、1時間当たり630円と設定するものです。

### 1 概要

小学校及び中学校の屋内運動場(以下「体育館」という。)への空調設備整備については、令和3年度(2021年度)から、学校教育部の重要課題の一つとして具体化の検討を開始しました。その後、令和4年度(2022年度)に詳細な調査検討業務を、令和5年度(2023年度)に事業者選定をそれぞれ実施し、令和5年(2023年)11月市議会定例会での議決を経て本契約を締結したところです。

本空調設備整備は、児童・生徒等の健康を保護するために実施するものですが、従来から、学校の体育館は、法令で定められた範囲で社会教育その他公共のために教育委員会又は学校長が使用を許可しています。学校開放事業や地域の行事など学校教育目的以外で使用する頻度も高く、そういった使用の際に空調設備の使用を可能とすることは、熱中症の予防等市民サービスの向上にも資するものです。

しかし、体育館は大空間であり、空調設備の使用により、今後、光熱費が大きく増加する見込みです。そのため、空調設備を学校教育目的以外で地域等が使用する際の光熱費について、使用者から徴収するものです。

なお、空調設備の整備期間は令和7年度(2025年度)末までとし、全54校を5期に分けて順次引渡しを受ける予定ですが、最も早い体育館では令和6年(2024年)6月からの供用開始を予定しており、光熱費についても、空調設備の供用開始に合わせて、順次徴収を開始します。

### 2 他市状況

北摂各市及び府内中核市で、体育館に空調設備を整備済又は整備中の9市のうち7市において、空調設備の使用に伴う目的外使用料又は光熱費を徴収又は徴収予定としています。

なお、徴収金額は1時間当たり200円～2,500円と、市によって幅があります。

【参考資料1参照】

### 3 金額設定について

体育館に整備する空調機の定格出力に基づいて光熱費を算出し、徴収金額は1時間当たり 630 円と設定します。【参考資料2 参照】

### 4 徴収方法

具体的な徴収方法として、現地（体育館）におけるスマートフォンによるキャッシュレス決済と警備員による空調設備のオンオフを組み合わせるなど、使用者の利便性や導入コスト等を考慮した手順を想定しています。

なお、実施に当たっては、財務規則の改正を予定しています。

### 5 今後のスケジュール

令和6年（2024年）2月	2月定例会で令和6年度（2024年度）当初予算案提案
令和6年4月	財務規則改正
令和6年6月	第1期工事校における 体育館空調設備供用開始 空調設備の目的外使用に伴う光熱費徴収開始
令和8年（2026年）4月	全小・中学校における 体育館空調設備供用開始 空調設備の目的外使用に伴う光熱費徴収開始